

新仙台火力発電所リプレイス計画

環境影響評価方法書（事業内容変更に伴う再手続版）

についての意見の概要と当社の見解

平成 20 年 12 月

東北電力株式会社

目 次

第1章 環境影響評価方法書（事業内容変更に伴う再手続版）の公告及び縦覧……………	1
1. 環境影響評価方法書（事業内容変更に伴う再手続版）の公告及び縦覧……………	1
(1) 公告の日 ……………	1
(2) 公告の方法 ……………	1
(3) 縦覧場所 ……………	1
(4) 縦覧期間……………	2
(5) 縦覧者数……………	2
2. 環境影響評価方法書（事業内容変更に伴う再手続版）についての意見の把握…………	2
(1) 意見書の提出期間……………	2
(2) 意見書の提出方法……………	2
(3) 意見書の提出状況……………	2
第2章 環境影響評価方法書（事業内容変更に伴う再手続版）について提出された 環境の保全の見地からの意見の概要とこれに対する当社の見解……………	3

第1章 環境影響評価方法書（事業内容変更に伴う再手続版）の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書（事業内容変更に伴う再手続版）の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、方法書を作成した旨その他事項を公告し、公告の日から起算して1月間縦覧に供した。

(1) 公告の日

平成20年10月22日（水）

(2) 公告の方法

- ① 平成20年10月22日（水）付けの次の日刊新聞紙に「公告」を掲載した。（資料1参照）

- | | |
|----------------|-----------------|
| ・河北新報（宮城県版，朝刊） | ・朝日新聞（宮城県版，朝刊） |
| ・毎日新聞（宮城県版，朝刊） | ・読売新聞（宮城県版，朝刊） |
| ・産経新聞（宮城県版，朝刊） | ・日本経済新聞（東北版，朝刊） |

- ② 上記の公告に加え、次の「お知らせ」を実施した。

- ・次の自治体広報誌（2誌）の11月号（11月1日発行）に掲載。（資料2参照）
 - （i）多賀城市の広報誌（広報多賀城）
 - （ii）七ヶ浜町の広報誌（広報しちがはま）
- ・宮城県及び仙台市のホームページに平成20年10月22日（水）より掲載。（資料3(1)，(2)参照）
- ・当社ホームページに平成20年10月21日（火）より掲載。（資料4参照）

(3) 縦覧場所

自治体庁舎4箇所、当社事業所4箇所、計8箇所にて縦覧を実施した。

自治体庁舎：宮城県環境生活部環境政策課（仙台市青葉区本町三丁目8-1）

仙台市環境局環境管理課（仙台市青葉区一番町四丁目7-17

小田急仙台ビル9階）

多賀城市役所（多賀城市中央二丁目1-1）

七ヶ浜町役場（宮城郡七ヶ浜町東宮浜字丑谷辺5番地の1）

当社事業所：仙台営業所（仙台市青葉区中央四丁目1-6）

塩釜営業所（多賀城市鶴ヶ谷一丁目11-1）

新仙台火力発電所（仙台市宮城野区港五丁目2-1）

仙台火力発電所（宮城郡七ヶ浜町代ヶ崎浜字前島1番地）

(4) 縦覧期間

平成 20 年 10 月 22 日（水）から平成 20 年 11 月 21 日（金）までとした。

ただし、新仙台火力発電所での縦覧以外は、土曜日、日曜日、祝日は除いた。

また、当社事業所では、縦覧期間終了後も平成 20 年 12 月 5 日（金）まで閲覧できるようにした。

縦覧時間は、午前 9 時から午後 5 時までとした。

ただし、当社仙台営業所および塩釜営業所では、午前 9 時から午後 4 時までとした。

(5) 縦覧者数（縦覧者名簿記載者数）

総数	20 名 [126 部]
（内訳） 宮城県環境生活部環境政策課	2 名 [15 部]
仙台市環境局環境管理課	7 名 [19 部]
多賀城市役所	3 名 [3 部]
七ヶ浜町役場	1 名 [7 部]
仙台営業所	6 名 [38 部]
塩釜営業所	0 名 [6 部]
新仙台火力発電所	0 名 [30 部]
仙台火力発電所	1 名 [8 部]

注：〔 〕内の数値は、当社が作成し縦覧場所に備え付けた「環境影響評価方法書のあらまし」の持帰り部数である。

2. 環境影響評価方法書（事業内容変更に伴う再手続版）についての意見の把握

「環境影響評価法」第 8 条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を有する方の意見書の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

平成 20 年 10 月 22 日（水）から平成 20 年 12 月 5 日（金）までの間
（縦覧期間及びその後 2 週間）

(2) 意見書の提出方法

- ①当社への郵送による書面の提出（資料 5 参照）
- ②縦覧場所に備え付けた意見書箱への投函（仙台市を除く）

(3) 意見書の提出状況

環境保全の見地から提出された意見は 2 件であった。

第2章 環境影響評価方法書（事業内容変更に伴う再手続版）について提出された環境の保全の見地からの意見の概要とこれに対する当社の見解

「環境影響評価法」第8条第1項の規定に基づいて、当社に対して提出された環境の保全の見地からの意見は2件であった。

「環境影響評価法」及び「電気事業法」第46条の6第1項の規定に基づく、方法書についての意見の概要並びにこれに対する当社の見解は、次のとおりである。

環境影響評価方法書（事業内容変更に伴う再手続版）について述べられた意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	当社の見解
1	今回計画されている発電所は、CO ₂ 排出量を含め環境負荷の少ない発電所であり、早期推進を望みます。	本事業は、重油、原油及び天然ガスを燃料とする従来型（コンベンショナル）発電設備を、天然ガスを燃料とする発電効率の高いコンバインドサイクル発電設備にリプレースすることにより、硫黄酸化物やばいじんを発生させず、二酸化炭素や窒素酸化物などの環境負荷を現状よりも低減する計画であります。
2	LNGは環境に優しいクリーン燃料と聞いており、安全に万全を期して計画を進めて欲しい。	事業の実施にあたりましては、環境影響評価を適切に行い、環境負荷低減に配慮するとともに、設計・工事・運転等の全ての段階において安全を最優先に計画を推進してまいります。

日刊新聞紙に掲載した公告

○平成 20 年 10 月 22 日 (水) 掲載

- ・河北新報 (宮城県版, 朝刊)
- ・朝日新聞 (宮城県版, 朝刊)
- ・毎日新聞 (宮城県版, 朝刊)
- ・読売新聞 (宮城県版, 朝刊)
- ・産経新聞 (宮城県版, 朝刊)
- ・日本経済新聞 (東北版, 朝刊)

新仙台火力発電所アレイス計画 環境影響評価方法書
(事業内容変更に伴う再手続版)の公告

環境影響評価法に基づき、「新仙台火力発電所アレイス計画 環境影響評価方法書 (事業内容変更に伴う再手続版)」を作成しましたので、次のとおり公告いたします。

平成二十年十月二十二日

東北電力株式会社 取締役社長 高橋 安晴

【事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地】

名称 東北電力株式会社
代表者 取締役社長 高橋 安晴
所在地 宮城県仙台市青葉区本町一丁目七番一号

【対象事業の名称、種類及び規模】

名称 新仙台火力発電所アレイス計画
種類 火力発電所(ガスタービン及び汽力によるコンバインドサイクル発電方式)
規模 出力九十五万キロワット級

【対象事業が実施されるべき区域】

宮城県仙台市青葉区港五丁目三番一号及び地先海域

【対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲】

仙台市、多賀城市、七ヶ浜町

【縦覧】

一、縦覧場所

宮城県環境生活部環境政策課
(仙台市青葉区本町三丁目八番一号)
仙台市環境局環境部環境管理課
(仙台市青葉区一番町四丁目七番十七号小田急
仙台ビル九階)
多賀城市役所
(多賀城市中央二丁目一番一号)
七ヶ浜町役場
(宮城県七ヶ浜町東宮浜字五谷辺五番地一号)
東北電力株式会社仙台営業所
(仙台市青葉区中央四丁目一番六号)
東北電力株式会社塩釜営業所
(多賀城市鶴ヶ谷一丁目十二番一号)
東北電力株式会社新仙台火力発電所
(仙台市青葉区港五丁目三番一号)
東北電力株式会社仙台火力発電所
(宮城県七ヶ浜町代々崎字前島一番地)

二、縦覧期間

平成二十年十月二十二日(水)から平成二十年十一月十一日(金)まで(ただし、土曜日、日曜日、祝日を除きます。)
弊社新仙台火力発電所では土曜日、日曜日、祝日も縦覧に耐れます。
なお、弊社事業所では、縦覧期間終了後も平成二十年十二月五日(金)まで縦覧に耐れます。

三、縦覧時間

午前九時から午後五時まで(ただし、弊社仙台営業所、塩釜営業所は午後四時までとさせていただきます。)

四、意見書の提出

「環境影響評価方法書 (事業内容変更に伴う再手続版)」について、環境の保全の見地からの意見を、お持ちの方は、書面にて郵送によりお寄せください。

五、意見書の記載事項

・氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
・意見書の提出の対象である方法書の名称
・方法書についての環境の保全の見地からの意見(日本語により、意見の理由を含めて記載してください。)

六、意見書の提出期限

平成二十年十二月五日(金)まで(当日消印有効)

七、意見書の提出先(お問い合わせ先)

〒980-0155
宮城県仙台市青葉区本町一丁目七番一号
東北電力株式会社 環境部(環境管理)
TEL 〇二一七九九六一五四

「広報 多賀城」11月号掲載内容

■東北電力㈱新仙台火力発電所リ
ブレース計画 環境影響評価方
法書(事業内容変更に伴う再手続
版)の縦覧

縦覧期間/11月21日(金)までの平日
午前9時～午後5時

縦覧場所/市役所2階市民相談室
意見書の提出/環境保全の見地か
らご意見をお持ちの方は、縦覧場
所に備え付けの意見書箱に意見書
を投函するか、12月5日(金)までに
事業者の東北電力㈱環境部(仙台
市青葉区本町一丁目7-1)に対し
て意見書を提出することができます。

なお、東北電力㈱仙台営業所
塩釜営業所、仙台火力発電所およ
び新仙台火力発電所では12月5日
(金)まで縦覧しており、新仙台火力
発電所では、土曜・日曜日、祝日
もご覧になれます。(仙台営業所、
塩釜営業所の縦覧時間は午後4時
まで)

問/東北電力㈱環境部

☎799・6154

生活環境課環境リサイクル推進係
内線235

「広報 しちがはま」11月号掲載内容

新仙台火力発電所リブレース
計画環境影響評価方法書の縦覧

東北電力㈱では新仙台火力発電所
のリブレース計画に伴う環境影響評
価方法書(事業内容変更に伴う再手続
版)の縦覧を行います。

●縦覧期間 11月21日(金)まで

●縦覧場所 平日午前9時～午後5時
七ヶ浜町役場1階ロビー

●意見書の提出

環境保全の見地からご意見を
お持ちの方は、縦覧場所に備え付
けております意見書箱に意見書
を投函するか、12月5日(金)まで
に事業者(東北電力㈱環境部、仙
台市青葉区本町一丁目7-1)に
対して意見書を提出することが
できます。

なお、東北電力㈱仙台営業所、塩釜
営業所、仙台火力発電所および新仙台
火力発電所では12月5日(金)まで縦
覧しており、新仙台火力発電所では、土
・日曜日、祝日もご覧になれます。(仙台
営業所、塩釜営業所の縦覧時間は午後
4時までとなります。)

*お問い合わせは、東北電力㈱環境部
まで

☎6154

宮城県ホームページ掲載内容

(平成 20 年 10 月 22 日(水)より、宮城の環境アセスメント：お知らせに掲載)

環境影響評価図書の縦覧のお知らせ

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 書 類 | 新仙台火力発電所リブレース計画に係る環境影響評価方法書 |
| 2 | 場 所 | 自治体庁舎：宮城県環境生活部環境政策課，仙台市役所環境部，多賀城市役所，七ヶ浜役場
東北電力株式会社：仙台営業所，塩釜営業所，新仙台火力発電所，仙台火力発電所 |
| 3 | 期 間 | 平成 20 年 10 月 22 日（水）から平成 20 年 11 月 21 日（金）まで（土，日，祝日は除きます。なお，東北電力株式会社事業所では平成 20 年 12 月 5 日（金）までご覧になれます。また，東北電力株式会社新仙台火力発電所では土，日，祝日もご覧になれます。） |
| 4 | 時 間 | 午前 9 時から午後 5 時まで（ただし東北電力株式会社仙台営業所及び塩釜営業所では午後 4 時まで） |
| 5 | 意見書の提出 | 環境影響評価方法書について環境保全の見地からの意見をお持ちの方は，書面にて郵送により下記提出先までお寄せ下さい。
(1) 意見書の記載事項 <ul style="list-style-type: none"> ・氏名及び住所（法人その他の団体にあつては，その名称，代表者の氏名及び主たる事務所の所在 ・意見書の提出の対象である方法書の名称 ・方法書についての環境保全の見地からの意見（日本語により，意見の理由を含めて記入して下さい。 (2) 提出期限 平成 20 年 12 月 5 日（月）まで（当日消印有効）
(3) 提出先（お問い合わせ先）
〒980-8550
宮城県仙台市青葉区本町一丁目 7 番 1 号
東北電力株式会社環境部（環境管理）宛
TEL 022-799-61541 |

仙台市ホームページ掲載内容

(平成 20 年 10 月 22 日(水)より、環境影響評価(環境アセスメント):お知らせに掲載)

新仙台火力発電所リプレイス計画 環境影響評価方法書の縦覧のお知らせ

環境影響評価法に基づく「新仙台火力発電所リプレイス計画 環境影響評価方法書(事業内容変更に伴う再手続版)」について、以下のとおりご覧になれます。

縦覧期間及び場所

- 縦覧図書:新仙台火力発電所リプレイス計画 環境影響評価方法書(事業内容変更に伴う再手続版)
- 縦覧期間:平成 20 年 10 月 22 日(水)～平成 20 年 11 月 21 日(金)まで
- 場所:環境局環境管理課(青葉区一番町 4-7-17 小田急仙台ビル 9 階)
- 時間:午前 9 時から午後 5 時まで(土、日曜日及び祝日を除く。)

※宮城県庁、事業者事務所等でもご覧になれます。詳しくは東北電力ホームページをご覧ください。

対象事業の概要

- 事業の名称:新仙台火力発電所リプレイス計画
- 事業の種類:火力発電所(ガスタービン及び汽力によるコンバインドサイクル発電方式)
- 事業の規模:出力 95 万キロワット級
- 事業の位置:仙台市宮城野区港 5-2-1 及び地先海域

意見書の提出

方法書について、環境の保全の見地から意見のある方は、事業者に意見書を提出することができます。意見書は以下の期間に提出先へ書面にて郵送して下さい。

- 期間 :平成 20 年 10 月 22 日(水)から平成 20 年 12 月 5 日(金)まで(当日消印有効)
- 提出先:東北電力株式会社 環境部(環境管理)

〒980-8550 仙台市青葉区本町 1-7-1

TEL 022-799-6154

●意見書に記載する事項

- ・氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- ・意見書の提出の対象である方法書の名称
- ・方法書についての環境の保全の見地からの意見(日本語により、意見の理由を含めて記載してください。)

当社ホームページ掲載内容
(平成20年10月21日(火)より、プレスリリースに掲載)

新仙台火力発電所リブレース計画環境影響評価方法書(事業内容変更に伴う再手続版)の届出・送付および縦覧について

平成20年10月21日

当社は、本日、環境影響評価法および電気事業法に基づき、「新仙台火力発電所リブレース計画環境影響評価方法書(事業内容変更に伴う再手続版)」を経済産業省に届出を行うとともに、宮城県および仙台市など3市町*に送付いたしました。

当社では、昨年2月に「新仙台火力発電所リブレース計画環境影響評価方法書」を経済産業省に届出を行い、縦覧等の所要の手続を昨年8月に終了しております。

その後に新仙台火力発電所構内およびその地先海域に液化天然ガスの受入・貯蔵・供給設備の設置を計画したため、今回、環境影響評価法に基づき、方法書の手続を再実施するものです。

届出・送付した「方法書」につきましては、以下のとおり縦覧いたします。

(* 3市町:仙台市、多賀城市、七ヶ浜町)

(1) 場所

- (自治体庁舎) 宮城県環境生活部環境政策課、
仙台市環境局環境管理課、多賀城市役所、七ヶ浜町役場
- (当社事業所) 新仙台火力発電所、仙台火力発電所、
仙台営業所、塩釜営業所

(2) 期間

- (自治体庁舎) 平成20年10月22日(水)から11月21日(金)まで
(ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く)
- (当社事業所) 平成20年10月22日(水)から12月5日(金)まで
(新仙台火力発電所のみ土曜日、日曜日、祝日も縦覧可能)

(3) 時間

- 午前9時～午後5時
(ただし、当社仙台営業所、塩釜営業所は午後4時までの縦覧)

以上

「新仙台火力発電所リプレイス計画 環境影響評価方法書

(事業内容変更に伴う再手続版)」

御意見記入用紙

平成20年 月 日

〒□□□-□□□□

御住所

御氏名

連絡先

環境影響評価法第8条の規定に基づき、環境保全の見地から次のとおり意見を提出する。

御意見の内容及びその理由

注) 環境影響評価法施行規則第4条の規定により、住所、氏名は必ず記入願います。

なお、本用紙にご記入いただきました情報は、個人情報保護の観点から適切に取り扱います。